

注 文 書

- 1 契約番号 2025001709
- 2 件 名 スクールバス運行管理業務（松山地域）
- 3 場 所 大崎市松山地域内
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 別添書類
- （1）仕様書
- （2）積算内訳書
- 6 担 当 課 大崎市教育委員会 学校教育課

スクールバス運行管理業務(松山地域)仕様書

この仕様書は、大崎市と受託者との間で締結するスクールバス運行管理業務について必要な事項を定めたものである。

I 業務内容

大崎市が計画する運行内容、運行条件に基づき、大崎市立松山小学校児童の輸送業務を行う。

2 受託者の義務

(1) 運転者の配置等

- ① 受託者は、児童生徒に対する配慮を欠かさず運行業務を行うことが出来る運転者を配置すること。
- ② 受託者は、安全運転管理者を選任し、運行条件を遵守させるよう努めなければならない。

(2) 運行車両

- ① 車両は、受託者が調達及び所有するものとする。
- ② 運行ルートの道幅や停留所、転回場所等を勘案したうえで、滞りなく運行でき、児童生徒の乗車が可能な定員を有している車両であること。
- ③ 12歳未満の児童については、道路運送車両の保安基準第53条第2項の規定を適用することなく、児童1人は大人1人としたうえで座席を確保すること。
- ④ 安全管理のためドライブレコーダーを設置すること。

(3) 車両の整備等

- ① 受託者は整備管理者を選任し、常に車両の点検整備に努めなければならない。
- ② 受託者は、運輸省令で定める、道路運送車両の保安基準に基づき、「スクールバス」の表示すること。また、車両前面及びその他の面の見やすい場所に運行対象学校名を、及び同一学校において運行コースが複数となる場合には、それに加えてそれぞれのコースも表示すること。

(4) 児童生徒に対する配慮

受託者は、業務に携わる者に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- ① 通学用輸送業務に関し、利用する児童生徒が乗車下車時に介助が必要な場合には、必要な介助を行うこと。
- ② 児童生徒が乗車する車両であるため、交通安全教育の側面を持つことを認識し、他の車両や歩行者に対し譲り合いの気持ちをもって運行すること。

(5) 緊急時の対応

- ③ 受託者は、運行対象学校と協議し、緊急時における連絡体制、事故処理体制を明確にしておくこと。
- ④ 受託者は、交通事故等緊急事態が発生した場合は、別に定めた「スクールバス安全管理マニュアル」により直ちに適切な処置を講じなければならない。

(6) 損害賠償の責務

- ① 受託者は、業務に起因し大崎市又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。ただし、受託者の責によらないものはこの限りではない。

- ② 受託者は、次の内容以上の任意保険に加入すること。

対人・対物賠償 無制限

搭乗者傷害 500万/円

無保険者傷害2億円

人身事故 1億円/1事故 8,000万円

(7) 児童生徒乗下車時の確認

- ① 運転者は、児童生徒が乗車した際、児童生徒に対し着席及びシートベルトの着用を指示し、それらの確認を行った後に発車すること。
- ② 登校用バスの運転者は、バス停に時間前に到着した場合は、発車時刻まで発車しないこと。
- ② 下校用バスの運転者は、児童生徒の乗車の際、学校職員から乗車すべき児童生徒の人数を報告の受け、その人数の乗車を確認うえ発車すること。
- ② 下校用バスの運転者は、各バス停に到着した際は、その旨を声掛けし、降車すべき児童生徒の注意を喚起すること。
- ③ 運転者は、児童生徒の輸送を完了した際には、車内を確認し乗車した児童生徒全員の降車を確認すること。

(8) 名簿等の提出

受託者は、契約締結後次の書類を大崎市に提出すること。

- ① スクールバス運行関係者名簿(様式1)
- ② スクールバス使用車両一覧(様式2)

(9) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

3 運行内容

(1) 輸送生徒対象校

宮城県大崎市立松山小学校

所在地 宮城県大崎市松山千石字舛形133番地

(2) 運行日数

①通常運行(登校日)予定日数(基本回数:登校1回・下校2回)

令和8年度 年間202日

令和9年度 年間204日

令和10年度 年間203日

令和11年度 年間203日

令和12年度 年間203日

※原則、土曜・日曜は運休となるが、学校行事の都合により、土曜・日曜に運行する場合がある。

(3) 運行する期間

期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日(5年間)

(4) 基本運行時間帯

通常運行(登校日)		便数
登校	7:00 から 8:00 まで	1便
下校	14:00 から 17:00 まで	2便

※季節、授業及び行事等の都合により時間帯は変更の場合がある。

※毎月の運行時間は、輸送対象学校において最終的に決定される。

(5) 配車時間

登校時の起点、下校時の学校への配車時間は、出発時刻の10分前には完了すること。

ただし、登校時の起点での停車が難しい場合はその限りではない。

(6) 運行コース

コース名	起点	終点	運行距離	輸送人数	備考
山王・野田・須磨屋・下伊場 野コース	下志引公会堂	松山小学校	12.0km	16人	
長尾・新田コース	新田公会堂	松山小学校	6.0km	12人	

- ① 停留所は別添のとおりとする。ただし、大崎市又受託者に必要があれば双方協議のうえ、変更することができる。なお、児童生徒が乗降車しない停留所については停車する必要はないが、年度により停留所に変更がある。
- ② 災害、悪天候、道路工事等により迂回ルートの運行となる場合があるので対応すること。
- ③ 運行前の試走をお願いします。

4 運行記録

受託者は、スクールバスを運行したときは、スクールバス運転日誌(様式3)に必要事項を記入し、

毎月提出すること。

5 委託料の支払い等

- ① 委託料は、毎月均等に支払うものとし、端数があるときは最終月に支払う。
- ② 委託料は運行業務実施月の翌月払いとする。
- ③ 請求日から30日以内に業務委託料を支払う。

6 その他

- ① 受託者の所有する車両が都合により運行できない場合には、受託者以外の車両による運行することを認める。ただし、その場合には大崎市へ報告すること。
- ② 大崎市の請求に対し、車両、帳簿等の検査に応じること。
- ③ 本仕様書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度協議のうえ決定すること。

7 暴力団等の排除について

- ① この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- ② 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- ③ この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

設 計 書

記号	品 名	企画・品質	数量	単位	単 價	金 額	備 考
	スクールバス運行管理業務（松山地域）						
	山王・野田・須磨屋・下伊場野ルート	マイクロバス					
	令和8年度		202	日			
	令和9年度		204	日			
	令和10年度		203	日			
	令和11年度		203	日			
	令和12年度		203	日			
	山王・野田・須磨屋ルート計						
	長尾・新田ルート	マイクロバス					
	令和8年度		202	日			
	令和9年度		204	日			
	令和10年度		203	日			
	令和11年度		203	日			
	令和12年度		203	日			
	長尾・新田ルート計						
	小計						
	消費税		10	%			
	合計						

スクールバス運行業務(松山小学校・山王・野田・須磨屋・下伊場野)積算内訳書

山王・野田・須磨屋・下伊場野ルート

業務	項目	時間(分)	距離(キロ)
登校	点呼・点検	60	
	回送(車庫→山王・野田・須磨屋・下伊場野ルート起点)		
	実車(山王・野田・須磨屋・下伊場野ルート)	26	12
下校	回送(学校→車庫)		
	回送(車庫→学校)		
	実車(山王・野田・須磨屋・下伊場野ルート)	26	12
	回送(山王・野田・須磨屋・下伊場野ルート終点→学校)	26	16
	学校待機	10	
	実車(山王・野田・須磨屋・下伊場野ルート)	26	12
	回送(山王・野田・須磨屋・下伊場野ルート終点→車庫)		
	点呼・点検	60	
	小計		
	端数処理		
	計		

※実車は、標準運行時刻表のとおり

※出庫前点検及び帰庫後の点検時間(各60分)を加える

※実車運行時間が3時間未満である場合は、実車走行時間を3時間とする。

※時間の合計については、1時間に満たない端数は30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てし、時間単位にすること。

※距離の合計については、1位以下を切り上げし、10km単位にすること。

●時間制運賃

時間単価	時間	時間制運賃①	車両
			小型

●キロ制運賃

キロ単価	キロ数	キロ制運賃②	車両
			小型

●1日の運賃

時間制運賃①	キロ制運賃②	1日の運賃③

●実働率(%)

●実働率による運賃

年度	運行日数	1日の運賃③	日数	合計
令和8年度	202			
令和9年度	204			
令和10年度	203			
令和11年度	203			
令和12年度	203			
		計		A

年度	年間計	税込み金額
令和8年度		
令和9年度		
令和10年度		
令和11年度		
令和12年度		

●通常運賃分

年度	1日の運賃③	日数	合計
令和8年度		37	
令和9年度		39	
令和10年度		38	
令和11年度		38	
令和12年度		38	
	計		B

◎契約期間積算金額

A	B	合計
		税込

・車庫→起点、終点→車庫までの距離を確認できる書類を添付すること。

・積算内訳書は、仕様書にあるコースごとに作成するが、見積書の金額は複数コースがある場合は合算した金額とすること。

スクールバス運行業務(松山小学校・長尾・新田)積算内訳書

長尾・新田

業務	項目	時間(分)	距離(キロ)
登校	点呼・点検	60	
	回送(車庫→長尾・新田ルート起点)		
	実車(長尾・新田ルート)	15	6
	回送(学校→車庫)		
下校	回送(車庫→学校)		
	実車(長尾・新田ルート)	15	6
	回送(長尾・新田ルート終点→学校)	15	8
	学校待機	20	
	実車(長尾・新田ルート)	15	8
	回送(長尾・新田ルート終点→車庫)		
	点呼・点検	60	
	小計		
端数処理			
計			

※実車は、標準運行時刻表のとおり

※出庫前点検及び帰庫後の点検時間(各60分)を加える

※実車運行時間が3時間未満である場合は、実車走行時間を3時間とする。

※時間の合計については、1時間に満たない端数は30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てし、時間単位にすること。

※距離の合計については、1位以下を切り上げし、10km単位にすること。

●時間制運賃

時間単価	時間	時間制運賃①	車両
			小型

●キロ制運賃

キロ単価	キロ数	キロ制運賃②	車両
			小型

●1日の運賃

時間制運賃①	キロ制運賃②	1日の運賃③

●実働率(%)

●実働率による運賃

年度	運行日数	1日の運賃③	日数	合計
令和8年度	202			
令和9年度	204			
令和10年度	203			
令和11年度	203			
令和12年度	203			
		計		A

年度	年間計	税込み金額
令和8年度		
令和9年度		
令和10年度		
令和11年度		
令和12年度		

●通常運賃分

年度	1日の運賃③	日数	合計
令和8年度		37	
令和9年度		39	
令和10年度		38	
令和11年度		38	
令和12年度		38	
	計		B

◎契約期間積算金額

A	B	合計
		税込

・車庫→起点、終点→車庫までの距離を確認できる書類を添付すること。

・積算内訳書は、仕様書にあるコースごとに作成するが、見積書の金額は複数コースがある場合は合算した金額とすること。

標準運行時刻表

【登校時】

下伊場野・山王・野田・須摩屋方面

下志引公会堂	上志引公会堂	次橋	青沼宅前	旧公会堂前	上田宅前	高橋宅前	松山小学校
7:25	7:30	7:38	7:47	7:50	7:53	7:56	8:02

新田・長尾・金谷方面

新田公会堂	長尾入口	長尾公会堂	黒江	松山小学校
7:30	7:33	7:35	7:38	7:42

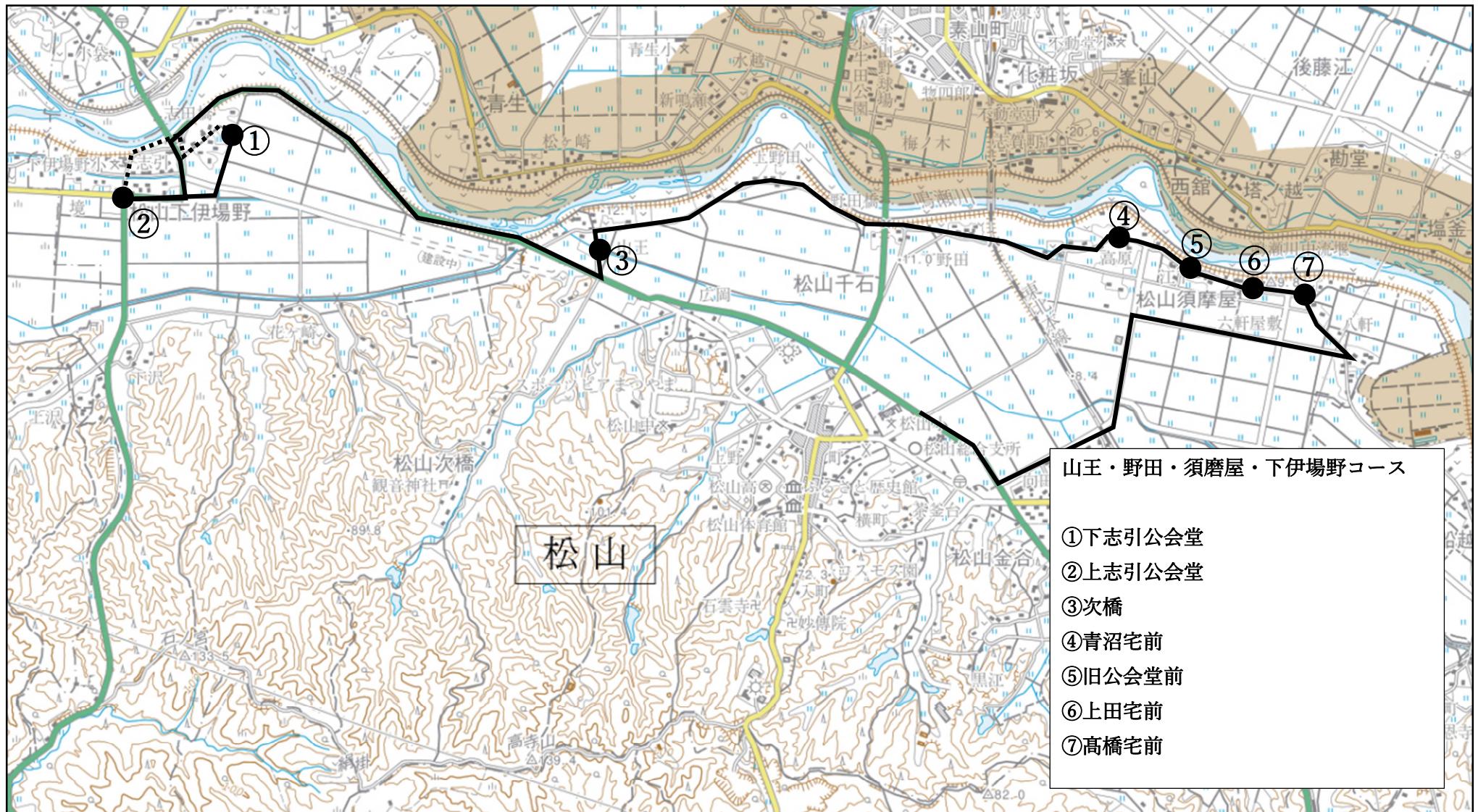
【下校時】

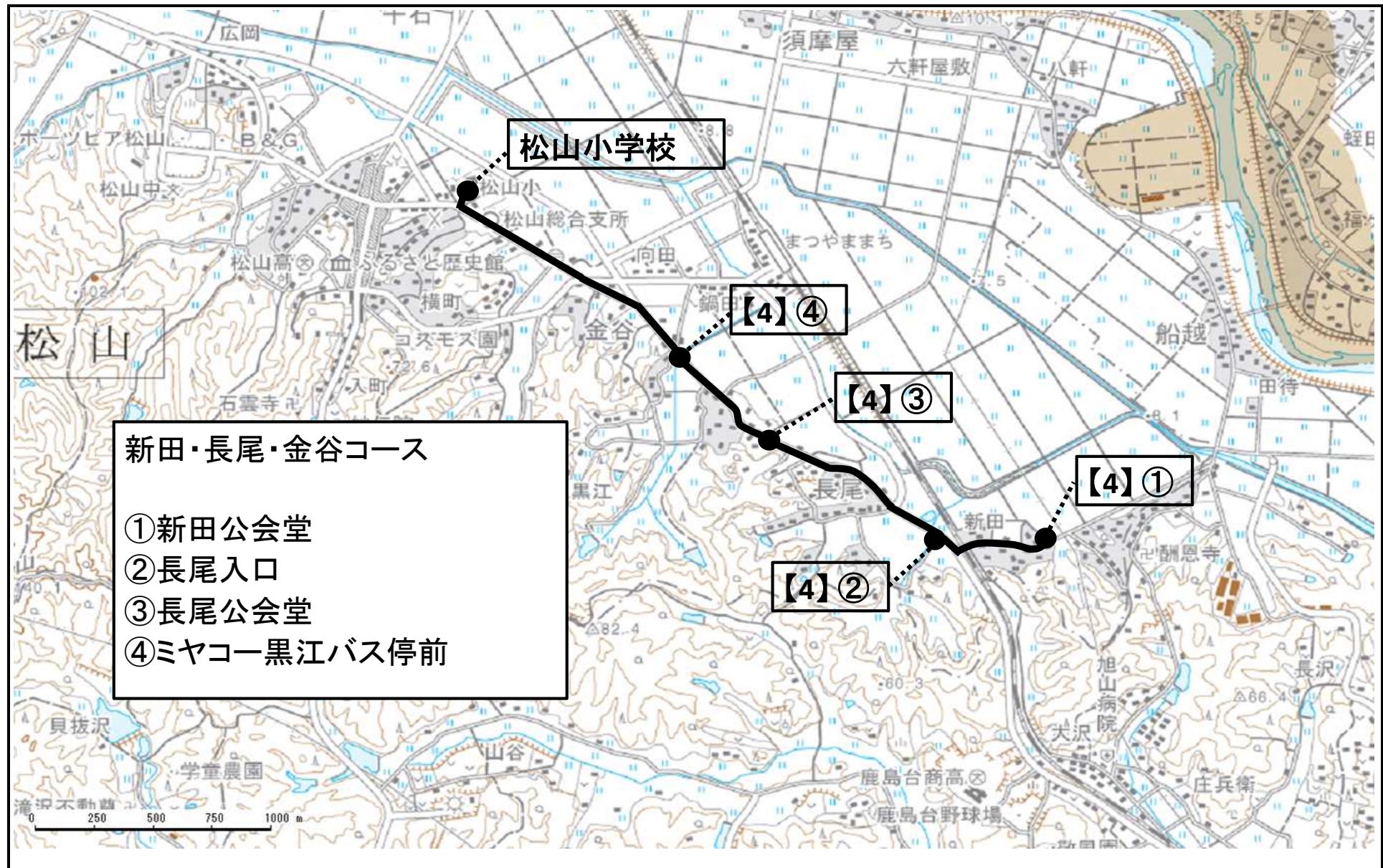
下伊場野・山王・野田・須摩屋方面

	松山小学校	高橋宅前	上田宅前	旧公会堂前	青沼宅前	次橋	上志引公会堂	下志引公会堂
第1便	14:30	14:38	14:41	14:44	14:47	14:56	15:04	15:07
第2便	15:40	15:48	15:51	15:54	15:57	16:06	16:14	16:17

新田・長尾・金谷方面

	松山小学校	長尾公会堂	新田公会堂	長尾入口	黒江
第1便	14:30	14:36	14:40	14:45	14:47
第2便	15:40	15:46	15:50	15:55	15:57





大崎市スクールバス安全運行マニュアル

**大崎市教育委員会
令和3年9月**

本指針は、大崎市が運行を委託するスクールバスの正確かつ安全安心な運行を図ること及びトラブル発生時の対応を定めるものとする。

根拠法令

スクールバス運行管理の実施方法は、以下その他法令に定めるところによる。

- ・道路運送法(昭和26年法律第183号)
- ・道路運送車両法(昭和26年法律第85号)
- ・旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)
- ・道路交通法(昭和35年法律第105号)
- ・大崎市スクールバス運行管理規則(平成18年3月31日教育委員会規則第25号)

1 点呼・点検

(1) 運行前点呼の実施

安全運転管理者は、運転者がその日初めて乗務しようとする時は、乗務前に以下の内容の点呼を実施するものとする。

- ア 原則として、個人別に行うこと。
- イ 出発の10分程度前までに行うこと。
- ウ 運転日誌、日常点検の結果を確認すること。
- エ 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、飲酒その他、安全安心な運転ができない恐れの有無について確認し、かつ、表情・姿勢を観察して服務の適否を決定すること。
- オ 健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、他の運転者に代えるなど適切な措置を講じ、その者を乗務させないこと。
- カ 運行する道路状況、天候、本人の健康状態等を照らして、運行に必要な指示及び注意を払うこと。
- キ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行表、その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。
- ク その他運行中トラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

(2) 運行前点検の実施

運転者は、運行前に以下の方法での点検を実施するものとする。

- ア 運行点呼前までに行うこと。
- イ 運転日誌、日常点検の結果を確認すること。
- ウ 運行当日の道路状況、天候等を確認、把握しておくこと。
- エ 自身の健康状態を確認し、異常を感じた場合、速やかに安全運転管理者に報告すること。
- オ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行表、その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。
- カ その他運行中トラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

(3) 運行後点検の実施

運転者は、運行後に以下の方法で点検を実施するものとする。

- ア 運行後、速やかに行うこと。
- イ 運行のため必要な点検および清掃、消毒を行うこと。
- ウ 車輛、道路及び運行の状況について運転日誌に記載すること。
- エ 運行前点検時の携行品を確認し、これを点検すること。
- オ 翌日の運行等について確認しておくこと。

2 運転者の確認事項

(1) 児童生徒の乗降車の人数確認

- ア 運転者は乗車名簿に基づき登下校において、乗降車時に児童生徒の人数を確認すること。
- イ 児童生徒全員降車後、真に全員が降車しているかどうか全座席を目視確認すること。

3 運行中の注意点

(1) 運転者

ア 運転中の遵守事項

法定速度, 交通マナー・ルール, シートベルトの着用

イ 運転中の禁止事項

運転中の携帯電話使用, 無免許運転, 飲酒・酒気帯び運転, 脇見運転,
連続運転・無理な運行, 違法駐車, 疲労・過労運転, だらう運転

ウ 運転中の注意事項

追い越し, 行違い, 路肩, 信号, カーブ・交差点注意, 横断歩道,
歩行者・自転車, 急ブレーキ・急発進

エ 運転中の励行事項

危険予知・事故予測, 思いやり・譲り合い, かもしれない運転

オ 運転中の保持事項

法定速度, 車間距離

カ 運転中の確認事項

優先交通権, 発信時の前後左右

キ その他 注意すべき事項

児童生徒への対応, 居眠り運転防止, 早めの方向指示器の合図,
常に問題意識を持っての行動。

(2)児童生徒

学校では, 児童生徒へ以下の内容で乗車に関するルールを指導している。

ア スクールバス到着予定時刻10分前までに停留所で待つようとする。

イ 運転者の指示に従う。

ウ 車内ではシートベルトを装着し, 危険な行為(窓から顔や手を出すなど)はしない。

エ 走行中は急ブレーキの可能性があるので, みだりに席を立たない。

オ 車内の物を大切にし, 車内は常にきれいにするよう心がける。

カ 降車後はスクールバスの前や後を通らないこと。バスが動いてから移動すること。

4 危機管理

災害等が発生した場合は、基本的に以下の行動をとること

- ・災害等が発生した場合は、慌てず、落ち着いた行動をとる
- ・運転者は乗車している児童生徒の安全確保を最優先する

(1) 地震(震度6弱以上)

ア 登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。

●運行可能時

- イ 登校中は、新たな乗車を打ち切り、スクールバスは学校へ直行すること。指定場所で乗車待ちをしている児童生徒は、直ちに帰宅することとなる。
- ウ 学校生活中は、原則としてスクールバスは運行しない。
- エ 下校中は、スクールバスは可能な限り運行を継続し、届出のある停留所で児童生徒を降車させること。運行終了時、安全運転管理者は学校へその旨を報告すること。

●運行不可能時

- オ 登下校中、運行不可能となった場合、運転者は、スクールバスを安全な場所へ停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を安全運転管理者へ報告する。
- カ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

※震度6弱以下の場合でも、大きな被害が出ている場合は、基本的に上記の各項目に準じ対応すること。

(2) 交通事故

- ア 運転者は負傷者の救護を第一優先とし、警察及び安全運転管理者へ連絡する。
- イ 安全運転管理者は学校及び教育委員会へ連絡すること。
- ウ 登下校中の事故のときは、安全運転管理者は代車を用意し児童生徒の登下校に対応すること。
- エ 安全運転管理者は、以下の事項(事故の原因・事故後の対応・再発防止策)を記載した事故報告書を教育委員会に提出すること。
- オ 児童生徒の乗車の有無に関わらず、業務時間中に発生した事故については、

教育委員会へ報告すること。

※教育委員会よりドライブレコーダーやその他の書類提出依頼、説明要求があることを想定し、対応できるようにしておくこと。

(3) 悪天候(大雨・大雪・路面凍結等)

- ア 登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。
- イ 登下校中に、悪天候により走行不能となった場合、運転者はスクールバスを安全な場所に停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を安全運転管理者へ報告する。
- ウ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

(4) 遅延

- ア 悪天候等で大幅な遅延が発生した場合、運転者は、もよりの停留所で停車した際に、安全運転管理者へその旨を報告すること。
- イ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。
- ウ 遅延時間の基準については、安全運転管理者と学校が協議し決定する。

(5) 体調不良

- ア 運転者はバス運行中、児童生徒が体調不良を訴え、運行を継続できないと判断したときは、スクールバスを安全な場所へ停車し児童生徒の状況を確認、場合によっては救急要請をすること。また、状況を安全運転管理者に報告する。
- イ 安全運転管理者は学校へその旨を報告すること。

(6) その他の災害

- ア 地割れ、土砂崩れ等により運行が困難となった場合、運転者はスクールバスを安全な場所に停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を安全運転管理者へ報告する。
- イ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

(7) 弹道ミサイル落下時の行動について

- ア スクールバス運行中、Jアラート等から緊急情報が発信された場合には、児童

生徒の安全確保を最優先とし、バスの運行は一時中断し、直ちに避難行動を開始すること。

- イ 通常は、スクールバスの燃料に引火する恐れがあるため、バスを停車し、頑丈な建物等に避難するか、周囲に避難できる頑丈な建物がない場合は、バスから離れて地面に伏せ頭部を守るよう、児童生徒に指示すること。
- ウ 安全運転管理者は、教育委員会、学校と連携し、必要な措置を運転者に指示すること。

(8) 車輌の異常(車輌火災の恐れがある等)

- ア 異常を感知した時はハザードランプを点灯させ、他の交通に支障のないよう直ちに空き地または路肩に停車する。ただしトンネル内で感知したときは、可能な限りトンネルからの脱出を試み、不可能と判断したら直ちに可能な限り左側に寄せ停車すること。
- イ 異常を点検する際は、火災が発生しているかどうかを確認し、故障がある場合は、燃料・オイルが漏れていないか、電気系統の異常等による火災の恐れがないか確認をすること。
- ウ 運転手は状況説明をし、児童生徒は運転手の指示に従うよう徹底すること。
- エ 車外への脱出を試みる前に周りに異常を周知するため、停止表示器材等を設置すること。
- オ 児童生徒の脱出を優先すること。乗降口からの脱出を優先とするが、不可能な場合は、窓からの脱出を指示すること。窓から脱出する際はガラスの破片に充分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。児童生徒の協力を求めて脱出を開始すること。
- カ 火災が起きている場合は燃焼部位に近い児童生徒、起きていない場合は脱出口に近い児童生徒から脱出させること。火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させること。
- キ 運転者は、車外への脱出後は車内に残った人員がいないか再確認をし、児童生徒を車線外に誘導すること。
- ク 児童生徒の安全を確認した後、状況に応じて初期消火に当たること。
- ケ 児童生徒の安全確保及び初期消火終了、110番及び119番通報すること。
- コ 警察及び消防への通報後、安全運転管理者へ連絡すること。

5 その他

その他、本マニュアルのほか、具体的な運行については仕様書による。

緊急連絡先

警察:110 消防(救急):119

委託者 大崎市
大崎市教育委員会学校教育課 23-2212

※スクールバス運行校

学校名	電話番号
大崎市立古川北小学校	28-2202
大崎市立松山小学校	55-3129
大崎市立三本木小学校	52-2019
大崎市立鹿島台小学校	56-2662
大崎市立岩出山小学校	72-0029
大崎市立川渡小学校	84-7121
大崎市立沼部小学校	39-0209
大崎市立古川西小中学校	26-2114
大崎市立古川北中学校	28-2103
大崎市立鹿島台中学校	56-2663
大崎市立岩出山中学校	72-4441
大崎市立鳴子小中学校	84-5811
大崎市立田尻中学校	39-0043

・このマニュアルは令和3年9月から運用する。

(2 運転者の確認事項)

・このマニュアルは令和5年4月から運用する。